

基金設立のご案内

自分の名前で
基金をつくる

マイ基金

あなたの**想**いを**カタチ**にして必要とする方に届けてみませんか？



内閣総理大臣認定
公益財団法人

公益推進協会

代表から皆さまへ

数年前、公立中学校の入学式にも始業式にも参加しない新入生がいると聞きました。

理由は、制服を採寸し注文はしたが、約5万円のお金がなくて取りに行けず、登校させられなかったからでした。

修学旅行に不参加の生徒も増えているそうです。旅行代は就学援助で賄えても、きれいな下着やパジャマをそろえてあげられないし、お小遣いの1万円もあげられない。惨めな思いをさせるくらいなら、行かせないほうが良いと、親が参加させないそうです。

いずれも、楽しみにしていたのに行けなかった子どもの気持ちを思うと、胸が締め付けられるような想いでした。

しかし、その一方で、毎年のように洋服を新調したり、車を買って替えたりする人もたくさんいるのです。

レストランに毎週行く人だって、どれほどたくさんいるかわかりません。

もし、この人たちに青少年育成を応援しようという気持ちがあり、レストランに行くのを1回減らしたり、洋服を1着我慢したら、1人の生徒が修学旅行にきれいな下着を持って、ニコニコしながら行けるのです。

お母さんにお土産だって買ってあげられるでしょう。

つまり、余裕のある人たちが、自分たちのことだけではなく、社会に目を向けて、自分のお金をちょっと使えば、社会をもっと良くすることだってできるのです。

私たちは、このようにお金をうまく回すことによって、出す側も貰う側も幸せな気分になれる方法を伝えたい…そういう思いで、この「マイ基金」を行っています。

ある人は、親の遺産の一部で自分だけの基金を作り、高校に行けなかったはずの貧しい家庭の子どもたちを援助しています。またある人は、自分の貯金で基金を作り、保健所で殺される直前の動物を引き取って里親を探す動物愛護団体を援助しています。

社会全体がそういう気持ちになれば、どんなに良い社会になるかわかりません。

もちろん、楽しい基金もあります。

美術館を作ってほしいとか音楽コンテストで自分の名前をつけた賞を出してほしいとかオリンピック選手を発掘したいとか…そういう夢のある基金也大歓迎なのです。

どうか、あなたもマイ基金を作ってください。

簡単にすぐに作れます。税制優遇を活用すれば寄付のうち最大で寄付額の約50%が国から戻ってきます。

皆様の力をお借りして、社会をもっともっと明るくしていきたいと思っています。

ご連絡お待ちしております。

公益財団法人公益推進協会
代表理事 福島 達也

普通の寄付では お金がどのように使われたかわかりません

東日本大震災のとき、日本全国から8457万もの人が総額約4000億円の寄付をしました。しかし、赤十字、共同募金会等に寄付をしても、海に目薬を垂らすのと同じで、あなたの寄付が、いつ・どこで・誰に・どのような形で配られたかはわかりません。まとまった寄付の行方がわかって、一人一人の寄付がどこに行くかはわからないので、実際受け取った人からはあなた個人に感謝の手紙1枚も届かないでしょう。さらに、寄付金を受け取った団体の天下りした役員が多額の役員報酬を受け取っていた、あるいは役員専用車に化けていた、なんてこともよくある話です。

自分で直接お金を届けることは大変です

ならば、自分のお金を自分の想いの場所に直接寄付したいと思うのは当然ですが、自分で探して、交渉して、お金を届ける必要があります。相手が理解して承諾してくれたら、確実に想いが伝わりますが、なかなか一人一人の寄付を受け取ることは難しく、さらに税金の優遇がない場合もあります。加えて、寄付先がちゃんとした使い方をしたかどうか調べるのも大変です。

では、法人を設立したらどうなるでしょう？法人を維持するだけで、莫大な費用がかかってしまいます。寄付を原資として法人を設立しても運営するのはなかなか困難です。

そのすべてをかなえるのが
マイ基金 です

マイ基金は

手軽に、安全に、確実に、自分の想いを届けることができます

個人でも法人でも設立可能

Point

他の人の寄付と一緒にならない自分専用の基金がつくれる

自分専用の基金（マイ基金）として管理されるため、他の基金と一緒にすることはありません。そのため、ご希望にあわせた形態で助成が行えます。

01

基金の名前は自分でつけることができます

基金には、個人名や会社名はもちろん、内容に合わせて自分で名前をつけることができます

寄付は金銭以外でもOK

基金は、設立時の寄付額が原則500万円以上であればつくることができます。1回完結型でも、数回に分けても、さらにお好きなだけ基金を上積みすることも可能です。

02

寄付できるもの

- ・金銭
- ・有価証券
※売却せず配当収入も可
- ・不動産
※売却せずテナント収入も可
- ・美術品
など

使途がきちんとわかる

「寄付して終わり」ではなく、助成したお金が「どのように使われたか」、助成団体から事業・収支報告を、奨学生から近況報告をしてもらい、あなたの想いがどのように活用されたか、あなたの代わりにチェックしてご報告します。

03

税制上の優遇が受けられる

内閣総理大臣より「公益財団法人」としての認定を受けておりますので、本財団への寄付金には特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税、法人税の控除が受けられます。⇒P. 7～8

04

マイ基金

種類 01

期間型が多く利用されています！

期間型

1回または数回に分けて使い切る

寄付額 | 500万円以上

管理手数料 | 寄付時に寄付金から徴収

助成金 : 寄付額の原則 7 %

奨学金 : 寄付額の原則 10 %

基金はその役割を果たすと同時に消滅します！

永続型

寄付されたお金を運用して増やし、増えた分を使う

寄付額 | 5000万円以上

管理手数料 | 毎年寄付総額の区分に応じた額を寄付金から徴収

➡別紙「永続型マイ基金管理手数料」

永遠に助成を行うことができます！ = 永遠にあなたの基金が残ります！

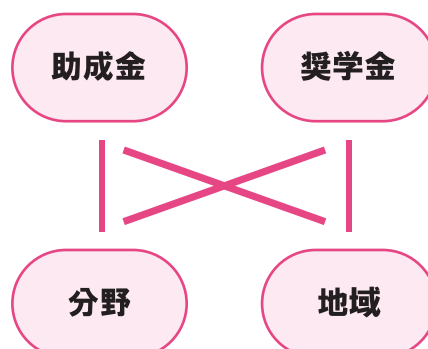
種類 02

助成型基金

自分の考えた内容で、助成金又は奨学金の支給に基金を活用する

運営型基金

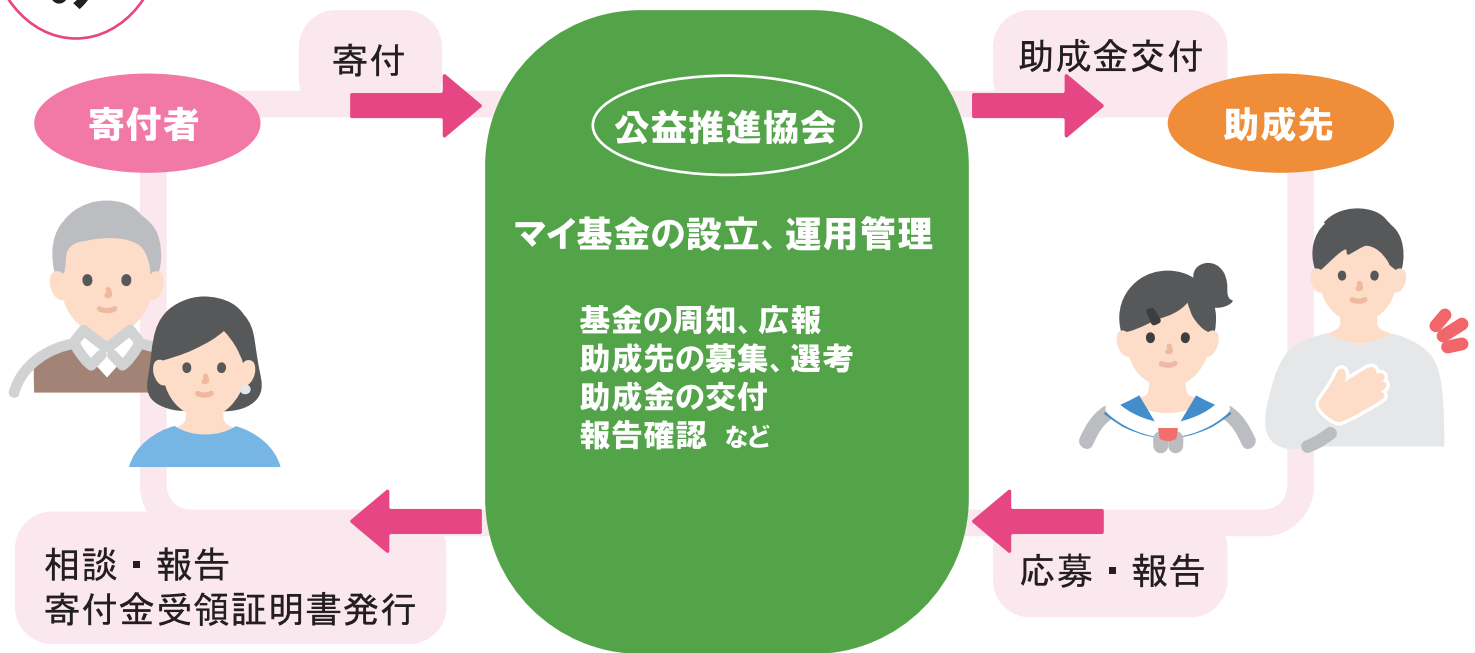
本財団の運営経費に基金を活用する



マイ基金

仕組み

本財団のマイ基金は、寄付者（基金設立者）のみなさまと助成先の橋渡しを行います



マイ基金

流れ

寄付者の想いに沿った、分野・地域の団体・学生に助成金（奨学金）を給付し、報告を行います

寄付者

本財団

助成先

Step1

申請手続きの流れ

申請



面談



審査



基金設立

Step2

基金設立後の流れ

寄付金納入



公募受付



選考



助成先決定

本財団の選考委員会で助成先の選考を行います

Step3

助成先決定後の流れ

助成金給付



活動・報告



報告確認



寄付者報告

奨学金給付



修学・報告



報告確認



寄付者報告

支給期間が長期にわたる場合は、原則年度ごとに報告を行います

そのほか、寄付者のご希望で助成金の贈呈式や奨学生の交流会を実施することも可能です（実施費用は寄付者負担）

これまでに設立されたマイ基金

奨学金

～ひとり親家庭対象～

入学援助基金

(小・中学校)

入学式を目前に控えた「ひとり親家庭」を側面から支援する目的で、寄付者のお住まいの地域やゆかりのある地域の子どもたちに、寄付者の名前の付いた「入学祝い(入学援助金)」を支給します

支給対象

小・中学校に進学する子どもがいる
児童扶養手当の受給家庭

入学援助金の支給額

小学校：10万円／人
中学校：20万円／人

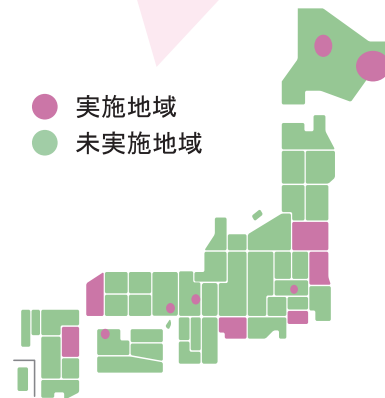


- ・やぶき入学援助基金(さいたま市)
- ・荒木秀夫入学援助基金(神奈川県)
- ・みやけ入学援助基金(京都市)
- ・浅井スクスク入学援助基金(愛知県)
- ・タカラ入学援助基金(宝塚市)
- ・伊勢ヨシクニ入学援助基金(釧根管区)
- ・旭川入学援助基金(旭川市)
- ・けんしょう入学援助基金(大分県)
- ・永崎豊・槇子入学援助基金(福島県)
- ・周郎入学援助基金(山口県)
- ・ヒバリ入学援助基金(茨城県)
- ・日野増雄と都美子の入学援助基金(大洲市)

根本正太郎奨学金

福島県内の学生を応援

- 支給期間 | ①大学在学4年間
②高校在学3年間(高専5年間)
- 応募資格 | ①福島県内の公立高校3年生
②福島県内の中学3年生
(福島県内の国公立高校に進学)



逸男記念・再チャレンジ奨学金

社会人経験者の再チャレンジを応援

- 支給期間 | 大学等在学期間(1～4年間)
- 応募資格 | 大学等を卒業(中退)し就職したが、新たに医療・福祉・看護等を学ぶため、大学等に進学を希望する者または入学初年度生

ライト工業みらい奨学基金

未来を担う技術者、研究者の育成支援

- 支給期間 | ①大学在学4年間
②大学院在学2年間
- 応募資格 | ①国公立高等学校3年生
(指定大学の理工系学部に進学)
②ベトナム人留学生
(指定大学から大学院理工系分野に進学)

タグチ現代芸術基金

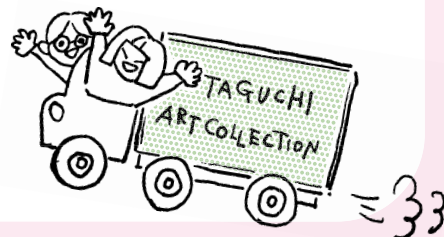
現代アート
デリバリー
展覧会

世界的に活躍するアーティストの作品が多く含まれる国内屈指の現代アートコレクション「タグチアートコレクション」を活用して、子どもたちに良質な現代アート作品を鑑賞する機会を提供するプロジェクトです

【応募対象】栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、神奈川県、千葉県、山梨県、静岡県内の小・中学校

Point

- 01 学校まで作品をお届け
- 02 学校の費用負担なし
- 03 展示設営やプログラムの実施は専門スタッフを派遣
- 04 対話をベースとした鑑賞プログラム



For Children基金 難病の子どもと家族の支援

助成対象 | 難病の子どもたちとその家族に対する支援活動
病棟保育士の支援や拡大のサポート活動

応募資格 | 日本国内の非営利法人（活動実績1年以上）

くら基金 若手研究者奨励助成

若手研究者の科学研究支援

助成対象 | 科学に関する研究の活動費用

応募資格 | 若手研究者（45歳以下）

東邦電気産業基金

京都府内の障がい者支援

助成対象 | ①福利厚生事業

②環境整備事業

応募資格 | 京都府内の障がい者福祉施設等

ステップ・サポート・プロジェクト

～上京若者支援～

公推協

project

地方から首都圏・都市部へ上京して就職を目指す高校卒業生（主に高校卒業後5年以内）を対象とした支援事業です。就職に失敗したり、生活困窮により犯罪に巻き込まれないよう、支援体制の整備を図ることを目的としています

ご寄付

金銭

不動産

（首都圏・都市部）
空き家などがあればぜひご寄付
をお願いします！



これらの活動に
活用されます！

相談支援（生活・法律・就職など）

生活支援・食事支援

就労・職業訓練・職業紹介

メンタルケア・カウンセリング

学習支援（学び直し、通信教育など）

居場所づくり（サロン・カフェ）

宿泊施設・シェルター運営

性・労働搾取、犯罪被害からの保護と自立支援 など

マイ基金の税制上の優遇措置について

2026年1月現在



本財団は平成23年11月1日に内閣総理大臣の認定を受けた公益財団法人です。そのため、本財団に対する寄付金は税制上の優遇措置が適用され、所得税や法人税の税控除等が受けられます。さらに、平成26年1月7日、内閣総理大臣より税額控除対象団体として認められました。

個人 に対する税制優遇

① 所得税に関する優遇[根拠条文:所得税法第78条、租税特別措置法第41条の18の3]

「所得控除」、「税額控除」のいずれかを選択し、優遇の適用を受けることができます。

a) 所得控除

「その年に支出した特定寄付金の合計額^{※1} - 2千円」が寄付者の年間所得から控除されます。

※1 控除できる特定寄付金は、その年の総所得金額等の40%相当額が限度です。

例: 所得税率が10%^{※2}の方が、1年間に1000万円の寄付を行った場合

※2 所得税は「累進課税」ですので、所得が多いほど税率が高くなります。

10,000,000円(寄付金額) - 2,000円 = 9,998,000円 ← 所得から控除される金額

9,998,000円 × 10%(所得税率) = 999,800円 ← 所得税から減額される金額

b) 税額控除について

「その年に支出した公益財団法人等への寄付金の合計額 - 2千円」の40%相当額を、その年の所得税額から控除することができます。

例: 1年間に1000万円の寄付を行った場合

10,000,000円 - 2,000円 = 9,998,000円

9,998,000円 × 40%(0.4) = 3,999,200円 ← 所得税から減額される金額

② 個人住民税に関する優遇[根拠条文:地方税法第37条の2]

個人住民税について、都道府県又は市区町村が条例により指定した寄付金は、以下の金額が個人住民税の額から控除されます。

・都道府県が条例指定…(寄付金額 - 2,000円) × 4%

・市区町村が条例指定…(寄付金額 - 2,000円) × 6%

※都道府県と市区町村がそれぞれの条例で重複して指定している場合、寄付金額 - 2,000円) × 10%となります。

③ 相続税[根拠条文:租税特別措置法第70条]

相続税について、個人が相続財産を公益法人に贈与した場合、**全額非課税**となります。

④ みなし譲渡所得課税[根拠条文:所得税法第59条第1項第1号、租税特別措置法第40条]

不動産等で寄付を行う場合は、注意が必要です。

通常、個人が土地や建物などの資産を法人に寄付した場合には、これらの資産は寄付時の時価で譲渡があったものとみなされ、資産の取得時から寄付時までの値上がり益に対して所得税が課税されますが、公益法人に贈与した場合、その贈与が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして**国税庁長官の承認を受けた場合、非課税**となります。

法人税に関する優遇〔根拠条文：法人税法第37条〕

法人が支出する寄付金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。 —①
本財団に対する寄付は、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。 —②

損金算入の限度額算定式

- ① $(\text{資本金等の額の } 0.25 \% + \text{所得金額の } 2.5 \%) \times 1/4$
② $(\text{資本金等の額の } 0.375 \% + \text{所得金額の } 6.25 \%) \times 1/2$

例1：資本金等の額が2億円で所得が2,000万円の場合

- ①： $(2 \text{ 億円} \times 0.25 \% + 2,000 \text{ 万円} \times 2.5 \%) \times 1/4 = 25 \text{ 万円}$
②： $(2 \text{ 億円} \times 0.375 \% + 2,000 \text{ 万円} \times 6.25 \%) \times 1/2 = 100 \text{ 万円}$
⇒ この場合、①+②で、損金算入限度額は125万円となります。

例2：資本金等の額が1千万円で所得が200万円の場合

- ①： $(1 \text{ 千万円} \times 0.25 \% + 200 \text{ 万円} \times 2.5 \%) \times 1/4 = 18,750 \text{ 円}$
②： $(1 \text{ 千万円} \times 0.375 \% + 200 \text{ 万円} \times 6.25 \%) \times 1/2 = 81,250 \text{ 円}$
⇒ この場合、①+②で、損金算入限度額は10万円となります。

優遇措置を受けるための手続き

確定申告書に所要事項を記載の上、次の書類を添付して税務署に提出する必要があります。

- ・1事業年度に支出した寄付金のリスト(寄付金の損金算入に関する明細書)
- ・寄付先の法人等が発行する所要事項の記載された受領書の写し

※詳細は国税庁のホームページを参照またはお近くの税務署にご相談ください。

memo

Q & A

～よくあるご質問～

Q1 マイ基金の名称はどんな名前が使えますか？

ご自分あるいは関係者の名前、会社の名前など内容に合わせて自由に名前がつけられます。（ただし、不適切と認められる場合や既存の基金と重複する場合は変更をお願いしております。）また、寄付者名を非公表にすることも可能です。

Q2 助成先に特定の団体や学生を指定することができますか？

分野や地域をご指定いただくことは可能ですが、特定の個人や団体を指定することはできません。ただし、自分の母校の卒業生や在校生を対象とした奨学金は可能です。また、助成内容は公益目的に限ります。必ず公募を行い、本財団の選考委員会で助成先を選考し、理事会で決定します。寄付者が応募団体や応募者の中から「推薦」をすることは可能です。また、寄付者やご家族が役員を務める団体等への助成はできません。

Q3 基金設立後、寄付者がすることはありますか？

助成先の募集、受付、選考、助成、報告確認など一連の手続きはすべて本財団が行うため、寄付者は面倒なことは何もする必要はございません。ただし、自分が寄付した後の追加寄付については、ぜひ寄付者側で関係者に広めてください。

Q4 自分たちの活動資金集めのために、マイ基金をつくることはできますか？

自分が関係する団体の活動資金集めのために、マイ基金をつくることはできません。

Q5 基金設立後、寄付金の返金はできますか？

納入された寄付金は、一切返金することはできません。

Q6 マイ基金はどのように運用や管理をするのですか？

永続型は、ファンドラップや投資信託など、できるだけ安全かつ有利な運用を行っています。期間型は、運用せず残高が0円になるまで助成します。なお、基金を管理・運営するため、税制控除や公募等の煩雑な手続きを行う経費経費や普及啓発費用等として寄付金から管理手数料を徴収します。助成のための財源は、寄付金から管理手数料等の必要経費を除いた額になります。

Q7 企業でマイ基金をつくる場合、企業側には専任の職員を置く必要はありますか？

基金の運営や管理はすべて本財団が行いますので、基金専任の職員を置く必要ありません。ただし、基金設立会社の社員をボランティアとして基金の活動に参加させることは可能です。

Q8 株式を寄付してマイ基金を作れますか？

可能です。議決権付き株式は総発行株式の50%まで、優先株は100%基金に回すことができます。ただし、上場・未上場を問わず、原則として安定した配当実績があることが条件となります。

公益推進協会でマイ基金をつくる **メリット**

税金のメリットとは？

公益推進協会は、平成20年12月1日の公益法人法の改正によって制度化された“公益財団法人”なので、税法上の“特定公益増進法人”に分類され、特権的な税制優遇を享受できます。

I. 相続税が非課税(租税特別措置法第70条)

相続した財産を公益推進協会に移動（寄付）した場合、相続税が非課税となります。
本人の相続財産はもちろん、誰の相続財産でも非課税で移動することができます。

II. 年間所得の40%まで損金勘定(租税特別措置法第41条の18の3)

本人はもちろん、親族・関係者等も年間所得の約40%までを損金扱いで本財団に寄付できます。

III. 企業の税引き前利益の3.125%まで損金勘定(法人税法第37条)

本人の会社はもちろん、グループ会社、関係会社等も税引き前利益の3.125%までを損金扱いで本財団に寄付できます。

IV. 企業の資本金額の0.1875%まで損金勘定(法人税法第37条)

本人の会社はもちろん、グループ会社、関係会社等の資本金額の0.1875%までを損金扱いで本財団に寄付できます。

V. 財産運用益(配当、利子、特許・著作権使用料等)が非課税(所得税法第11条)

本財団で基金を作る場合、原資を運用しても、運用益には税金が課せられないため、運用益を有効に活用できます。

基金活用のメリットとは？

I. 個人の相続対策

相続した財産を公益推進協会に寄付して基金を作る場合、相続税が非課税となりますが、その際以下のような恒久的対策が可能となります。

- * 議決権付株式は発行済株式の50%まで基金に回せます。
- * 優先株（無議決権株式）は無制限に移動できます。
- * 寄付した株式から受ける配当についても非課税です。
- * 持株会社で対応させている場合でも、その株を基金に回せます。

II. 企業の議決権対策

公益財団は、所有する株式の議決権を行使することもできますが、株式を基金に回す際の契約で、議決権行使に条件を付けることができます。オーナー家と同じ議決権行使をするなど。それにより、オーナー家の議決権に支障をきたすことなく、将来に渡り維持されます。

III. 企業のイメージアップ

公益財団に作った基金の取り組みをCSRの一環としてWebサイト、名刺、パンフレット等を通じてアピールすることができ、優良企業として社会的に極めて高い信頼を得ることができます。また、企業名を冠した“企業基金”を設立することもでき、株の移動も可能なため、創業家の相続対策にもなり、大きな基金設立効果が生まれます。

IV. 名誉

「基金設立者＝至上のステータスシンボル」の図式は、欧米先進国において常識となっております。見返りを求めない社会貢献活動が社会から“尊敬と感謝の念”で迎えられます。それが名誉の裏付けです。

法人概要

篤志家や企業の寄付でつくる「**マイ基金**」を柱として、寄付者とともに、さまざまな公益活動に取り組んでいます。広く一般市民への公益の増進に寄与するため、受け入れた寄付（マイ基金）による助成を行うとともに、寄付物品等の展示・公開・管理運営を行なっています。

沿革

2010年 8月	一般財団法人公益推進協会設立（本部事務局：新宿区西新宿）
2011年11月	内閣総理大臣より公益認定を受け公益財団法人公益推進協会に名称変更
2011年12月	本部事務局を港区新橋へ移転
2014年 1月	内閣総理大臣より税額控除対象団体の認定を受ける
2019年 4年	関西支部を開設（大阪市中央区）
2020年 1月	九州支部を開設（福岡市博多区）
2022年 4月	関西支部を大阪市西淀川区へ移転
2023年 5月	東海支部を開設（名古屋市中村区）
2026年 1月	公益事業の拠点となる事務センターを開設（新宿区市谷船河原町）

組織

評議員長	寺村信行（元国税庁長官）
代表理事	福島達也（元田園調布学園大学教員・行政書士）
理 事	松川邦之（弁護士）
	中谷智明（司法書士）
監 事	中村元彦（千葉商科大学大学院教授・公認会計士・税理士）
	大内 智（税理士）
評 議 員	奥田規之（弁理士） 中村恭章（社会保険労務士・行政書士）
	近藤元嗣（行政書士） 堀之内卓（社会保険労務士・行政書士）



内閣総理大臣認定
公益財団法人

公益推進協会

事務センター 〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町9-3 公益ビル

TEL:03-6457-5801

FAX:03-6457-5839 E-mail:info@kosuikyo.com

本部:東京都港区新橋 支部:関西支部 九州支部 東海支部

<https://kosuikyo.com/>



遺贈の窓口



基金設立のほか、相続や遺言書作成など遺贈に関することもお気軽にお尋ねください。